在籍人員数の合計数にあつては、私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数のうち、私立幼稚園に係る三歳児の数及び四歳以上児の数並びに私立認定こども園に係る三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を合算した数値を用い、第九条第一項の表市町村の項第六号2算式の符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用いて算定するものとし」に、「当該新市町村の公立の保育施設入所人員（福祉行政報告例により厚生労働省に報告されたものに限る。）、私立保育所入所人員及びへき地保育所入所人員を算定前年度（算定初年度が平成十六年度以前の団体にあつては平成十六年度）の合併関係市町村の当該数値によつて按分し、公立の保育施設入所人員（福祉行政報告例により厚生労働省に報告されたものを除く。）」を「当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）」に、「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、「、平成十五年度公立保育所支弁額、平成十五年度公立保育所徴収額、平成十五年度公立保育所入所人員」を削り、「及び前年度私立保育所入所人員にあつては当該新市町村に係る数値を用い」を「、前年度私立保育所入所人員数及び第九条第一項の表市町村の項第八号1算式アの符号αにあつては当該新市町村に係る数値を用い、当該新市町村の公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）、特別利用保育等に係る子どもの数、私立保育所在籍人員数、私立認定こども園在籍人員数、地域型保育給付に係る子どもの数（事業区分別）、特例保育に係る子どもの数」に、「児童扶養手当支給者数にあつては」を「児童扶養手当支給者数を」に、「三十三万円以下段階保険料軽減者数、保険料軽減者数計、三十三万円以下段階保険料軽減世帯数、保険料軽減世帯数計」を「七（六）割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「、当該新市町村の平成二十五年九月三十日」を「、当該新市町村の五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分し、当該市町村の平成二十六年九月三十日」に、「「清掃費」に係る密度補正」を「「清掃費」に係る密度補正Ⅱ」に改め、同項第四号中「場合において」の下に「「消防費」に係る経常態容補正係数は、零とし」を加え、「合併後に中核市又は特例市に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は」を「「その他の教育費」に係る経常態容補正係数は、当該新市町村の「その他の教育費」に係る経常態容補正係数とし、「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するもの（ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に」に、「特例市で」を「施行時特例市で」に、「〇・九一八六」を「〇・九一六七」に、「する。）とし」を「する。）を加えた率）とし」に改め、同項第九号中「一・八九〇」を「一・八三〇」に改め、同条第五項第五号中「特例市である」を「施行時特例市である」に、「特例市又は」を「施行時特例市又は」に、「特例市以外の市町村の」を「施行時特例市以外の市町村の」に、「特例市又は」を「施行時特例市又は」に改める。

第五十条第一項第七号の四の二中「引き上げ分」を「引上げ分」に改める。

附則第三条第一項中「とする。」を「とし、平成二十七年度に限り、同号中「四月一日」とあるのは、「四月十日」とする。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「面積又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第五条第一項の表第五十号」を「第五条第一項の表第四十九号」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第四条第二項の表第一号中「地域財政特例対策債を除く。」を削り、同表第三号中「平成二十五年度補正予算債」の下に「、平成二十六年度補正予算債」を加え、「、地域財政特例対策債」を削り、同表第五号中「、地域財政特例対策債」を削る。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項算式中「0.178」を「0.175」に改め、同条第二項中「〇・一八七」を「〇・一八二」に、「〇・〇一三」を「〇・〇三五」に、「〇・三七〇」を「〇・三五七」に、「〇・〇四六」を「〇・〇四四」に改める。

附則第六条の三中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条算式中「2」を「3」に改める。

附則第七条から第七条の五までを次のように改める。

（普通態容補正の地域手当の級地に係る経過措置）

第七条　平成三十年度までの間、第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「地域手当の級地」とあるのは「地域手当の級地区分」とする。

2　平成三十年度までの間、都道府県に係る別表第一に掲げる普通態容補正係数（給与差等）は、第十条第一項から第九項までの規定にかかわらず、附則別表第一の二(1)に定めるところによる。

3　平成三十年度までの間、市町村に係る別表第一に掲げる普通態容補正係数（給与差等）は、第十条第十三項から第十九項までの規定にかかわらず、附則別表第一の二(2)に定めるところによる。

4　平成三十年度までの間、別表第三の四に掲げる地域手当の級地による地域区分は、第十一条第一項第六号の規定にかかわらず、附則別表第一の二(3)に定めるところによる。

第七条の二から第七条の五まで　削除

附則第九条及び第九条の二中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条算式の符号B算式の符号γ及びδ中「平成26年版」を「平成27年版」に、「平成20年度から平成23年度まで」を「平成21年度から平成24年度まで」に改める。

附則第十条から第十条の三までを次のように改める。

第十条　当分の間、市町村の「下水道費」の事業費補正係数の算定に当たつては、第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号C_n中「並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債」とあるのは「、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに合併特例法第十四条第一項又は合併新法第二十条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から合併特例法第十四条第一項又は合併新法第二十条第一項に規定する移行日までの間において流域下水道とみなすこととされた下水道（以下「特定流域下水道」という。）の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債」と、同号算式の符号J_n中「流域下水道、」とあるのは「流域下水道、特定流域下水道、」とそれぞれ読み替えて算出した率とする。